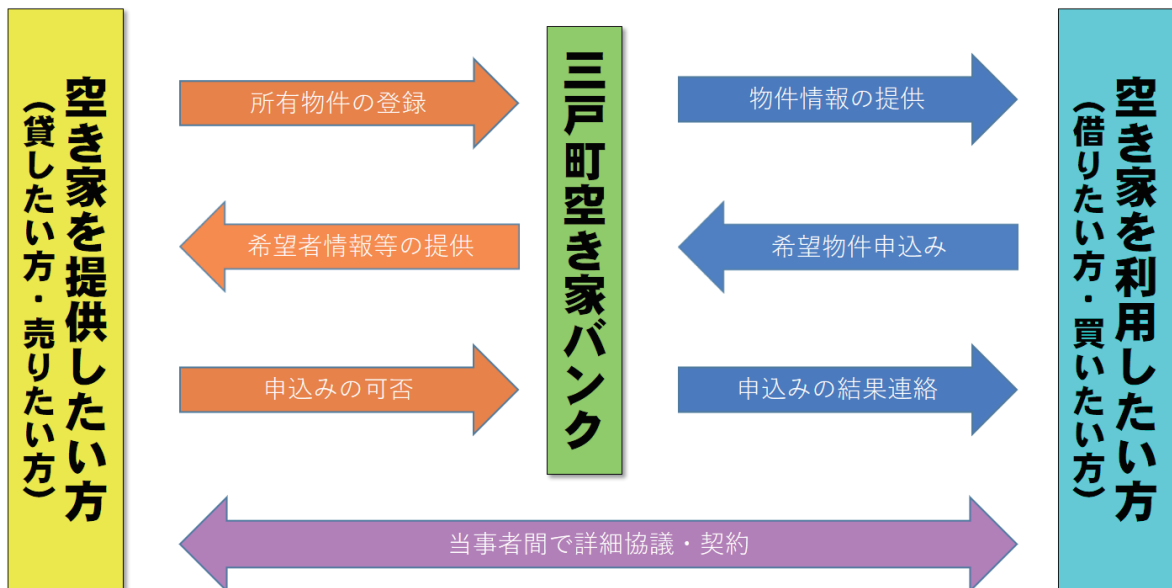


三戸町空き家バンク

空き家の有効活用を通して、交流人口の拡大と定住促進による地域活性化を図るため、三戸町空き家バンクを設置しています。

空き家バンクは、賃貸や売買を希望する空き家・空き地物件をお持ちの方から、物件情報を提供・登録していただいたうえで、三戸町移住定住ポータルサイト「おんでニャサイト」の公式ホームページへの掲載などを通じて、利用希望者に情報を提供する制度です。

三戸町空き家バンク制度イメージ図



手続き方法（空き家を提供したい方）について

①物件登録の申込み

「三戸町空き家バンク登録申込書（様式第1号）」及び「三戸町空き家バンク登録カード（様式第2号）」に必要書類を添えて、提出してください。その後、町が審査し、ホームページへ掲載されます。

②物件登録内容の変更

登録内容に変更があった場合は、「三戸町空き家バンク変更届出書（様式第5号）」を速やかに提出してください。

③利用希望者から連絡があった場合

空き家を利用したい方から連絡があった場合、所有者へ取り次ぎます。

④登録を抹消したい場合

登録を抹消したい場合は「三戸町空き家バンク登録抹消届出書（様式第4号）」を提出してください。

手続き方法（空き家を利用したい方）について

①利用希望申込み

「三戸町空き家バンク利用希望申込書（様式第7号）」に必要書類を添えて、まちづくり推進課へ提出してください。

②所有者へ利用希望者の情報の提供

③条件が合えば交渉へ

交渉・契約について

●町は、空き家・空き地の紹介や必要な調整を行い、空き家・空き地の所有者と利用希望者の間で行う物件の賃借・売買に関する交渉や契約の仲介は行いません。

●空き家・空き地の売買や賃貸者のトラブルを避けるため、町では原則として、宅地建物取引業者等により仲介していただくことをおすすめしております。

※町として宅地建物取引業者等の紹介は行っておりませんので、ご了承ください。

問い合わせ先

三戸町役場 まちづくり推進課（青森県三戸郡三戸町大字在府小路町 43）

☎ 20-1117（直通） FAX 20-1102

メールアドレス：iju@town.sannohe.lg.jp